

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定
と審査基準との整理表

令和6年1月

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>第二種埋設規則第20条第1項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第2条（変更なし） （定義）</p> <p>第3条（変更なし、記載抜粋） （2）「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者をいう。</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第4条 ～ 第5条（変更なし）</p> <p>第2節 委員会 （委員会の設置）</p> <p>第6条 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を、原子力科学研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、機構の役員及び職員のうちから、理事長が指名する。</p> <p>3 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員等のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>4 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、第8条第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>5 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、原子力科学研究所の職員等のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>6 品質保証推進委員会の委員長は、第8条の2第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>第7条（変更なし）</p> <p>（原子炉施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第8条（変更なし、記載抜粋） 原子炉施設等安全審査委員会は、原子力科学研究所長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 第二種廃棄物埋設事業の変更の許可申請に関する事項</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の保安規定の認可申請等に関する事項（第13条に係る事項を除く。）</p> <p>(3) 廃棄物埋設施設の保全の基準に関する事項</p>	<p>左記のとおりコンプライアンスに係る体制について定められている。</p> <p>職員等は保安規定第3条で定義されている。</p> <p>（指名対象者の見直しに伴う変更）</p> <p>原子炉施設等安全審査委員会の審議事項は第8条に示されている。</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>第二種埋設規則第20条第1項第2号～第21号（省略）</p>	<p>(4) 廃棄物埋施設に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項 (5) 定期的な評価に関する事項 (6) その他原子力科学研究所長からの諮問事項</p> <p>（品質保証推進委員会の審議事項） 第8条の2（変更なし、記載抜粋） 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質マネジメント活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項 (2) 原子力科学研究所長の諮問する事項 (3) 廃棄物埋施設の保安規定の認可申請等に関する事項（第13条に係る事項に限る。） (4) その他、品質マネジメント活動に関する重要事項</p> <p>第9条（変更なし） 第3節 第10条～第12条（変更なし） 第3章～第9章 第13条～第31条（変更なし） 図4.1～図4.2（変更なし） 表4.2.1（変更なし） 別表第1～別表第3（変更なし） 別図第1～別図第2（変更なし） 別記標識第1（変更なし）</p>	<p>品質保証推進委員会の審議事項は第8条の2に示されている。</p> <p>本申請の範囲外</p>